

# 令和6年度前期技能検定受検案内の修正について

※23歳未満の雇用保険被保険者以外の方の実技試験手数料は13,700円から9,200円になります。

## 1. 令和6年度前期技能検定受検案内（技能五輪鹿児島県大会案内） P8 ② 受検手数料

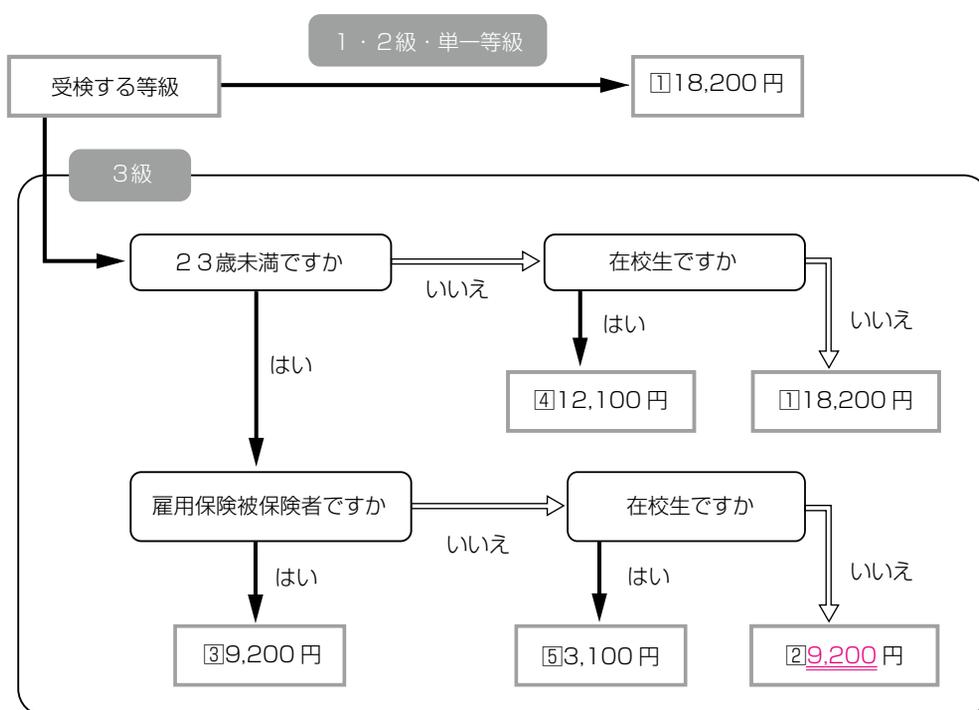
### 2 受検手数料（消費税は、非課税です。）

受検する等級の手数を納付してください。

①学科試験受検手数料 一律 3,100円 + ②実技試験受検手数料 フローチャート参照 = 受検手数料

① 学科試験受検手数料 全員（等級・年齢等に関係なく）・・・3,100円

② 実技試験受検手数料（以下フローチャート参照）



実技試験受検手数料区分	① 減免・減額なし	② 減額・減免	③ 減免	④ 減額	⑤ 減免・減額
金額	18,200円	9,200円	9,200円	12,100円	3,100円

〔②～⑤に該当しない者〕〔3級を受検する23歳未満の雇用保険被保険者以外の者〕〔3級を受検する23歳未満の雇用保険被保険者〕〔3級を受検する23歳以上の在校生〕〔3級を受検する23歳未満の在校生〕

### ●若年者の技能検定実技試験受検手数料減免制度

3級の実技試験を受検する23歳未満の方については、

- ① 被保険者（雇用保険法に規定する被保険者に限る。）は、実技試験受検手数料が9,000円減免 ⇒ 上記③
- ② 被保険者以外は、実技試験受検手数料が4,500円減免、別途4,500円減額 ⇒ 上記②
- ③ 被保険者以外の在校生は、実技試験受検手数料が9,000円減免、別途6,100円減額されます。 ⇒ 上記⑤

なお、23歳以上の在校生は、実技試験受検手数料が6,100円減額されます。 ⇒ 上記④

実技試験受検手数料の減免を受ける場合は、手数料減額（免除）申請書の提出が必須となりますのでご注意ください。

ただし、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の在留資格をもって在留する方は減免の対象外です。

※裏面もあります

## 2. 技能検定受検手数料払込取扱票 抜粋

※払込取扱票の金額の一部を次のとおり修正します。

●受検手数料（消費税は、五輪のみ以外は非課税です。）

等級	対象者	実技・学科	実技のみ	学科のみ
3級	23歳未満の雇用保険被保険者以外の者	12,300円	9,200円	3,100円

## 3. 提出書類のチェックリスト 抜粋

※提出書類のチェックリストの一部を次のとおり修正します。

### 対象者のみ

23歳未満の雇用保険被保険者	① 雇用保険被保険者証（写）※雇用主証明含む	<input type="checkbox"/>
	② 手数料減額（免除）申請書	<input type="checkbox"/>
23歳未満の在校生又は雇用保険被保険者以外の者	手数料減額（免除）申請書	<input type="checkbox"/>
外国人の方	在留カード（写）	<input type="checkbox"/>